

保護者様

小山地区医師会
小山市保健福祉部こども課
小山市教育委員会学校教育課

感染性疾患における「意見書」「登校届」の提出についてのお願い

学校では、感染症に罹患した子どもの体調ができるだけ速やかに回復するよう、迅速かつ適切に対応するとともに、児童・生徒が長時間にわたり集団で生活する学校で周囲への感染拡大を防止する観点から、学校保健安全法施行規則に規定する出席停止の期間の基準に準じて、あらかじめ登校のめやすを確認しておく必要があります。

2018年に保育所における感染症ガイドラインが改訂され、疾患の種類に応じて、「意見書(医師が記入)」又は「登校届(保護者が記入)」を保護者から保育施設に提出するという取扱いをすることになりました。

つきましては、小山地区医師会・小山市保健福祉部こども課・小山市教育委員会学校教育課で協議の結果、小山市内の保育施設に加え、小中学校・義務教育学校もあわせて、2019年4月より、疾患の種類に応じて、「意見書(医師が記入)」又は「登校届(保護者が記入)」を保護者から学校に提出する形をとることとなりました。

子どもたちが健康に学校へ通えるよう、適切な健康管理を行うために必要となります。

ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

意見書および登校届の取り扱い方法については、以下のとおりとなります。

◇裏面フローチャートもご覧ください。

① 「意見書」・「登校届」の用紙の発行について

小山地区医師会会員の医療機関での発行になります。

※小山地区医師会会員の医療機関については、小山地区医師会ホームページ、小山市役所ホームページにも掲載されております。

※主に、小児科・内科の医療機関で発行する形になります。他科や小児診療を行っていない内科の場合、用紙の発行が出来ない場合がありますので、医療機関へご確認ください。

② 文書料について

小山地区医師会共通書式(医療機関発行)につきましては、無料となります。

小山地区医師会共通書式以外(学校独自の用紙等)の書式については、各医療機関が定める正規の診断書料金が発生します。

③ 「意見書」・「登校届」の用紙は、現在小山市内の医療機関、近隣自治体(下野市・野木町・上三川町)の医療機関に配置されております。

※茨城県結城市・古河市など小山地区医師会会員以外の医療機関については設置されておりませんので、各医療機関が定める正規の診断書料金が発生する場合がありますのでご注意ください。